

入所をご希望の皆様へ

〒563-0101
大阪府豊能郡豊能町吉川187-1
社会福祉法人 豊悠福祉会
特別養護老人ホーム 祥雲館
(072) 733-2356

この度は、『特別養護老人ホーム 祥雲館』の申し込みを希望していただき、ありがとうございました。
入所ご希望の方は、下記の書類をご持参または、ご郵送いただきたく存じます。

記

必要書類	備考
1. 指定地域密着型介護福祉施設 入所申込み書兼台帳(標準形式1) 質問票について	ご家族で記入して下さい。
2. 指定地域密着型介護福祉施設 入所選考調査票 (標準形式2)	居宅介護支援事業所のケアマネジャーに記入してもらって下さい。 介護保険施設や病院等に入所・入院中の場合は、介護老人保健施設等の ケアマネジャーのほか、相談員、医療ソーシャルワーカー等本人の状況を よくご存知の方に記入してもらって下さい。
3. 介護保険被保険者証	A4サイズのコピーをお願いします。
4. 介護保険要介護認定調査票基本調査	手元にない場合はご担当者のケアマネジャーにお問い合わせ下さい。
5. 直近3ヶ月分のサービス利用票 及び別表	在宅サービス(デイサービス・ショートステイ等)を利用されている方は、 同封して下さい。

(提出書類)

病院、介護老人保健施設等に入院・入所されている方は、1、2、3、4の書類を送付して下さい。

デイサービス・ショートステイ等を利用されている方は、1、2、3、4、5の書類を送付して下さい。

(入所者の選考)

平成27年4月から入所選考基準が変更となり、申込順での待機ではございませんので、ご了承ください。
大阪府の入所選考により入所者を決定しています。

入所の対象となる者は、要介護3以上と認定された者のうち、居宅において日常生活を営むことが困難な者とする。

- ・要介護1又は2の者のうち、次に掲げるいずれかの場合で、施設以外での生活が著しく困難であると認められる場合は、介護保険の保険者（以下「保険者」という。）の適切な関与の下、施設ごとに設置している入所選考委員会を経て、特例的に入所（以下、「特例入所」という）を認めることとする。

【特例入所の要件】

- ・認知症である者であって日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られること
- ・知的障がい・精神障がい等を伴い日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さ等が頻繁に見られること
- ・家族等による深刻な虐待が疑われる等により、心身の安全・安心の確保が困難な状態であること
- ・単身世帯である、同居家族が高齢又は病弱である等により家族等による支援が期待できず、かつ、地域での介護サービスや生活支援の供給が不十分であること

慢性的な病気を持っている方の受入れについて

受入れできる方・・・胃ろう造設(人数制限有)、インシュリン(1日1回のみ) 要事前相談
受入れできない方・・・鼻くう栄養、点滴管理、透析、疥癬、気管切開、酸素療法

(備考)

お待ちいただく間、要介護度の変更や他施設へ入所されるなど状況に変化があった場合は、施設にご連絡下さい。
必要に応じて申込み後の状況について、施設から確認や連絡をすることがありますので、ご了承下さい。
施設見学は、随時受け付けていますので、ご連絡下さい。
グループホームへの入居、本館及び新館のショートステイ利用に関しても受付を行っています。

*入所までの手続きについて

入所までの説明を下記のとおり、お知らせいたします。

入所審査	入所申込書を受領した後、『入所判定会議』によって、公正に審査します。優先順位を決定します。
事前面接 (訪問面接)	介護の必要度、待機人数の状況により異なりますが、ある程度の期間お待ちいただくことがあります。 入所が近くなりましたら、入所意志の確認やお体の様子を伺うために、ご家族様同席のもと事前面接を行ないます。面談に関しては、施設スタッフが、病院、老健施設等へ出向きます。
待機者登録	入所判定委員会において、入所者が決定されます。 但し、施設に空所が生じないと入所できないので、待機者登録から入所まで時間がかかることがあります。
入所決定	入所日は、施設との相談のうえの日時を決定します。 入所に関してのお知らせをご参照の上、書類等を準備して下さい。
入居	入所当日は、ご家族様と共にお願いします。 洋服・下着・その他身の回りの品・思い出の品等を居室へお持ち込みいただきます。
入所手続	入所後、必要書類の確認と契約を交わします。 その際、契約書・重要事項説明書について、説明します。 また、今後についての、ケアプラン・栄養関係について話し合います。

【参考資料】

介護老人施設について(3種類)

1. 特別養護老人ホーム (特養)	一度入所すると、特別な事情がない限り、利用できます。 利用できる人：日常生活をするうえで、常に介護が必要な方、在宅で介護が困難な方。 入院・治療の必要でない方。
2. 介護老人保健施設 (老健)	病院から退院したが、まだ在宅では十分な日常生活ができない方や、在宅での介護の困難な人を対象として、在宅での生活ができるように訓練する施設です。 利用できる人：病状が安定している方。在宅で生活ができるために機能訓練が必要な方。 在宅期間：概ね6ヶ月
3. 介護療養型医療施設 (療養型病院)	介護職員が手厚く配置されている病院です。 利用できる人：急性期の治療は終わったが、長期の療養が必要な方。 病状は安定しているが、介護ともに医療処置が必要な方。